

第1回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年1月5日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和4年1月5日(水) 午後2時00分
吾妻町ふるさと会館2階研修室第1
- 3 閉会日時 令和4年1月5日(水) 午後3時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者(1名)

10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
主 事	山内 将平
農林課参事補	宮本 忠房

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 市農業経営基盤強化基本構想の改正について

(2) 農業委員会だよりについて

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事開始の前に、申請の削除をお願いします。

議案書 13 ページ、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての整理番号 3 番について、調査会で疑義がありましたので、本人に連絡をし、その後事務局で確認に行きましたが、改善されておりましたので、今回の申請は受け付けられないという結論になりました。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

また、今回は基盤強化法の集積計画では、田島委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

本日は、草野有美子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。

○議長（馬場 保君） ただいまから、令和 4 年第 1 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくようお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 12 条の規定により、12 番、鶴崎委員、13 番、坂本委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから日程第 6、議案第 5 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案 5 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

[議案第 1 号の朗読]

議案書は 3 ページ、申請番号 51 番から 57 番まで、7 件の申請がっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号51番から55番です。

申請番号51番は耕作利便のため、申請番号52番は相手方の要望で、申請番号53番と54番は耕作利便のためお互い交換する案件で、申請番号55番は労働力不足のため、譲渡する案件です。

申請番号51番から55番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号51番から55番についてご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。

55番ですけど、反当たり10万というとは、よっぽど、いろいろあるところですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この件について説明をしたいと思います。

この件は地主の方が病気で入院をされて、家も、もう空き家、誰もいないということで、どうしても耕作もできない、実際的に田自体はもう荒地のような状態なんですよね。山奥のところのほかの人が手も出せないような価値がないような状態のところですので、こういう金額は妥当じゃないかと思っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。内田委員、よろしいですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は申請番号56番です。

56番は耕作利便のため、譲り受ける案件です。

申請番号56番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号56番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は申請番号57番です。

申請番号57番は、相続人のいない農地に買い手が見つかったため、譲り渡す案件です。

申請番号57番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号57番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第1号申請番号51番から57番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第2号、農地法第5条の規定による許可処分取消願について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第2号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号2番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。

この取消理由のところに、別添の3ページ、ここ、ちょっと、もうちょっと詳しく説明してもらえたら、九電ショック、電力の需給バランスが崩れるため電力網への系統接続を保留したことで、九州電力より連携負担金、事業継続の意思確認書、ここはもうちょっと詳しく説明してもらえたかと思いますが、内訳をよろしいですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

取消しの理由ですけども、かみ砕いて言うと、最初に太陽光をするに当たっては、太陽光の申請を通産省と九電のほうに申請をされるわけなんですけども、その途中で、その中で、供給電力の買い取りのキロワット数と言うとですか、決まってるそうなんです。そういうのしているうちに、許可も下りたわけですね、しているうちに、法のほうがちょっと変わりました、売電の量ですか、それに伴う変更と、今度はそれをやるに当たっては施設整備が必要になったそうなんです。それを考えると元が取れないというので、ずっと九電さんともめていたそうです。要はですね。結局、もう、このままいくと事業として成り立たないという判断をされたそうです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、遅れましたけども、この件に関して、東部調査会長、徳永委員から説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 9番、東部調査会長の徳永ですけど、先ほど、ちょっともう先に理由が出ましたけど、とりあえず、説明はさせていただきます。

申請番号2番は、平成26年9月19日付で太陽光発電への転用許可を受けていましたが、その直後に九州電力から電力網への接続を保留されたそうです。これ意味は、私もよう分からんですけど、先ほど事務局からの説明があったとおりです。それにとにかかわらず、高額な連携負担金を請求されたため、それ以上の事業収支が見込めないことから、他の目的での新規事業を模索してこられましたけど困難になり、転用行為自体ができなくなったとのこと。

申請番号2番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

なお、現地は、非常に保全管理は立派にできておりました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、ほかにご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 何で、20年、14年ということはもう20年じゃないですか。

（発言する者あり）（「平成26年です」と言う者あり）（発言する者あり）（「全然違うじゃねえか」「26年です」「26年」と言う者あり）その6年と7年分、何で。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。一応、先ほどの理由で事業がストップしたということで、うちのほうからも、何回か転用事業者ですね、当時のフジオカですか、に、一応、どうするのと、ずっと、送ってたんです。ずっと、もめると。このまま行きゃあ、ずっと、裁判まで考えていたということだったんですけど、その中で、ずっと、やり取りしよって、そんだけ年月も経って、もう最終的に発電事業はどうもならんと判断された時期があったらしいです。そのときに、うちも、それならほ

かの何か目的とするなら考えてみらんですかという指導をしていたみたいです。結局、それもかなわず、今回もう、取り消しを求めたそうです。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（9番 徳永 玉義君） 申し上げたとおり、保全管理は確かにびしっとした、まだ、農地でも転用できるような状況でしたので、はい。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田ですけど、事業着工の予定がたたず農地として、そのまま利用していたちゅうことは、これは地主さんがずっとしよらしたのか、借りたフジオカがしよった。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からいいですか。事務局です。

最初は契約に基づいて、フジオカ、転用者がずっと管理をされたそうです。ただし、別に賃貸借契約は結んでらしたんですけど、これがこがん状態なので、一旦切ったそうなんです。それから所有者が保全管理したり、今、梅の木とか、桃の木ば植えとらしたです。だけん、途中までは、この転用事業者がずっと管理ばしとらしたそうです。もう草刈りとか、結局、事業をどっかに譲渡するとか、いろんな模索しよる間に管理はせんばけん。そこの契約は結んどったそうなので、それまでは、ずっと、この業者で、旧転用者がされていたそうです。もう最近になって、その契約を切って、所有者が今管理されているそうです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よろしいですか、内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第2号申請番号2番は、申請どおり許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第3号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号75番から81番まで、7件の申請がっております。詳しくは別

添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号75番から77番となります。

申請番号75番は、水道管の埋設用地として転用申請されております。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあり、生産性が低いことから、第2種農地と判断しました。

申請番号76番は、資材置場用地への転用です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあり、生産性が低いことから、第2種農地と判断しました。

申請番号77番も資材置場用地への転用です。申請地は農振白地、瑞穂総合支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号75番から77番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号75番から77番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 76番です。これは2反余りで、農地ならともかく、宅地にするのに40万で、えらい安いなど。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。この件は、もう今のこの土地は、土地だけが全体的な遊休農地であって、この地主のほうは、この人に何とか譲れないかお願いをしとられるわけですね。そういった中で、我々が現地調査に行った中で、実際もう荒れるような状態で、水もないし、道路もないし、ただ、買主自体というのは、いっぱい、こういう形で購入をされて、自分たちが目的をもって、自分たちで開墾するような、そういう感じでやられている中で、やむを得ないじゃないかなという判断を私たちはしております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。森崎委員、よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） あんまり安かけん。（発言する者あり）分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会分は、申請番号78番から80番です。

78番と79番は一般個人住宅と進入路への申請です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の一面にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

申請番号80番は、九電の資材置場への一時転用です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の一面にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、8か月間の一時転用であることから、例外的に許可できる案件と思われれます。また、申請地は平成18年に転用許可が下りているため、今回の一時転用期間中に今後の利用計画について検討する予定とのことです。

申請番号78番から80番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号78番から80番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 270の15とか、269の4って、これはもう個人ので道路を造っているんですか。これは、いろんな個人の道路ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、ちょっとよろしいですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。申請番号78番の申請地の269の4ですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 269の4。

○事務局（原田 誠二君） で、よかですかね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 270の15も。

○事務局（原田 誠二君） それは申請番号79番ですよ。一応、これが個人の道です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 個人、結局、宅地と一緒にたいね。

○事務局（原田 誠二君） そうです、そうです。ここに宅地をするために……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それ、斜線ば書いてある。道路になってしまう。

○委員（14番 東 康敬君） 自宅及び通路やけんね。

○事務局（原田 誠二君） 一応、個人さんの持ち物になります。個人さんの持ち物。（発言する者あり）そうです。お互い持ち分を持たれていますので、以上です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、81番です。

申請番号81番は、一般個人住宅用地への転用です。申請地は農振白地、千々石総合支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号81番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号81番についてご質疑がありましたらお願いします。81番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号申請番号75番から81番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第4号の朗読〕

整理番号1番から2番、4番から14番までは貸借に係る案件、15番から22番までは所有移転に係る案件、23番から55番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しく別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

議案第4号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から2番、4番から14番について、ご質疑ありません

か。

○委員（6番 本田 浩君） 本田ですけど。

○議長（馬場 保君） 本田委員。

○委員（6番 本田 浩君） 3番が削除と（「そうです」と言う者あり）ということで、もう1回ちょっと内容を教えていただけますか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を3番についてです。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

一応、基盤強化法で、この申請番号、整理番号3番が上がってきたんですけど、調査会の中で、どうも、そこを農地として使っておらんやろうと、ハウスの中にいろいろ資材を置いているんじゃないかということで、ちょっと現地確認をしたところ、そうなっておりました。

申請者にですね、この栗原さんですね、この方に連絡を取って行ったところ、年末までに全部片づけて、耕作できるようにするという約束で、とりあえず受け取っていました。年が明けて、1月4日に現地確認、昨日ですね、したところ、ちょっとしか片づけてなかったんです。今回、これじゃあ、基盤強化を使えませんということでお話をしてお断りさせていただきました。

今後は、その農地とかも含めて、本人と事務局と地元の農業委員、推進委員さんと現地でちょっと指導なりお話しをするような手はずを今取っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本田委員、よろしいですか。

○委員（6番 本田 浩君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。1、2、4番から14番です。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号15番から22番についてご質疑ございませんか。15番から22番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号23番から55番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては田島委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いいたします。

〔3番 田島委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第4号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、田島委員の入室を求めます。

〔3番 田島委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第6、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第5号の朗読〕

議案書44ページ、整理番号1番から3番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者で再配分する計画が提出されたものです。

議案第5号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第5号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、

議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後 2 時 50 分休憩

.....

午後 3 時 02 分再開

○議長（馬場 保君） 各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

市農業経営基盤強化基本構想の改正について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。お手元に先にお配りしておりました令和 4 年第 1 回雲仙市農業委員会農政推進に係る協議ということで、クリップに留めているの、ありましたかね。ありますね。その協議事項、2 番ですね。2 番の協議事項の（1）、（2）という形で進めていきます。

まず、協議事項（1）市農業経営基盤強化基本構想の改正についてです。これについて、ページめくってもらって、資料 1 というのがあると思うんですけど、それに基づき農林課の宮本より説明をさせていただきます。

資料 2 については、私、農業委員会原田が後で行います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。それでは、農林課の宮本君。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 農林課の宮本です。また今年度もよろしくお願ひします。お世話になります。座って説明させていただきます。

まず資料 1 のほうになりますけれども、昨年から数回協議をしていただいたところなんですけれども、資料 1 をめくって基本構想の案というのがあります。資料 1 の 1 番のほうからこの基本構想について、前回 12 月 5 日でしたかね、12 月 6 日の日ですかね。前回の総会の際に意見が出た案件について説明させていただきます。

まず、基本構想案の 3 ページになりますけれども、3 ページのちょっと黄色で色を塗っておるところになります。こちらになります。資料の 3 ページの黄色のところになりますけれども、前回の 12 月の総会の際に認定農業者以外の多様な担い手への考え方について、ちょっと育成とありますけど、考え方について、市のほうはどういった考えでおるのかということで、前回改正案ではまた今後育成すべき効率的、安定的な農業経営以外にも地域農業の維持発展のために地域の実情に即した多様な担い手を育成するというで終っていたんですけど、少し具体的な表現に変えて、その後、地域農業の維持発展のために、地域の実情に即し、定年帰農者や兼業農家、半農半 X といった多様な担い手の把握、育成に努めると同時に、地域農業との融和を図ると修正

をさせていただきました。これについては、前回の会議の中で多様な担い手というのはどういったものかというところを具体的にもうちょっとあげたほうがいいんじゃないかということと、今、移住者であったり有機農業とかされている方が狭い農地を借りるときに、なかなか周りの農業者と融和を図れない側面もあるとかいう話をちょっと聞いて、やっぱりそういった新たな担い手を地元で溶け込んで農業ができるように市としてもバックアップをしていかんばいかんということで細かな具体的な記載はできませんでしたが、そういった観点から最後の地域農業との融和を図っていこうということで記載を修正させていただきました。

次に、7ページになります。7ページの黄色のところからずっと8ページ、9ページ、10ページ、11ページ目について、営農類型の指標について。これは前回の総会と調査会のところですね。この目標とすべき数値が少し高く設定されているんじゃないかなとそう感じるということで、例えば認定農業者等の最低認定基準の400万円ぐらいを目標とした数値を記載したほうが分かりやすくいいんじゃないかというような意見をいただいております。関係機関とか県と島原市、南島原市等の事例等参考にさせていただいていたんですけど、この指標についてはその黄色でこう色塗りをしているところがあるんですけども、あくまでも効率的かつ安定的という言葉が指標となっており、市内の優良事例となる経営体をモデルとして指標を設定しております。例えば、意見で出ました認定農業者等の認定基準となる年間農業所得1経営体当たり概ね400万円を想定した指標では安定的な農業経営としては少し低い数値になってしまうんじゃないかなということから、雲仙地域普及課等の関係機関で協議した数値を今回も用いることといたします。

また、島原市や南島原市においても同様の考え方であります。

しかしながら、市内の優良事例の経営体を指標としていることにより、露地野菜とか和牛とか繁殖牛とか品目ごとで年間の農業所得額にばらつきがあって、一見したところ品目ごとで目標設定が高く感じる場合や逆の場合もあり得るため、安く感じる場合もあるため、県の担当課にも何か委員会で出たような意見ですね、何か基準となるような統一的な数値を用いるべきではないかなということで我々市の担当としても県のほうに意見として申し出ております。次回改正時の検討材料にさせていただくようにお願いをしているところです。

続いて、利用券設定等促進事業に関する事項の事務取扱について説明をちょっと代わります。

○事務局（原田 誠二君） すみません、今度は資料の2、1枚紙を見ていただければと思います。ありますでしょうか。利用券設定等促進事業に関する事項の事務取扱について（案）ということで、要は中間管理機構を使う人、基盤強化法を使える人ということで事務的な協議をさせていただいたときに、前回基盤強化法の中で所有権移転、これが同一形態内ではちょっと厳しいんじゃないかということで、うちがご説明をして委員さんのほうから生前贈与とかそれも含めてそれはできるんじゃないの

ということで、県と協議をさせていただきました。県のほうも国のほうに確認して最終的にこの資料2の下の方、赤字の1個目ですかね。同一経営体内での貸借及び所有権移転については共同認定者の場合に限り可能という回答をいただきました。要は、お父さんも息子さんも共同認定者であればその中での俗に言う生前贈与ですね、これも可能ですという回答はいただきましたので、これでちょっと取り扱っていかうかと思えます。

次に、認定農業者とそうでない農業者、農地の交換ですね。これも基盤強化法でできないのということだったんですけど、これについては前回示したとおり国のほうも、県のほうも基盤強化法と農地法3条というのがもう法律が違うので、これではちょっとだめということでした。なので、前回の協議内容からいくと、まず同一経営体内での貸し借りと所有権移転は共同認定者であればオーケーと、可能ですと。認定農業者とそれ以外の交換については、基盤強化法では使えませんと。農地法3条でお願いするということに。（発言する者あり）回答として一応あげます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などがありましたら挙手の上、発言をお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。この3ページの真ん中の黄色で塗ってあるところ、安定的な農業経営以外にも地域農業の維持発展のためと書いてあるじゃないですか。地域「農業」じゃなくて、「農地」の維持管理も大切じゃないかと思うところはあるわけ。というのは、今瑞穂でちょっとあるのが、定年退職をして、農地を借りて家庭菜園をする人がおるわけ。こういう人たちは農地法では農地の所有、貸し借りというのはできないわけなんですね。しかし、そこら辺のもっと広げるためには。普通は闇ですよ、みんなするのは闇。どういう形でしょうが、農地は貸し借りできんという。ここら辺の文言を、例えば10アール2万円やったらもう許可だけでいいとか、そういうもっと広い形というのはないわけ。

○議長（馬場 保君） 宮本さん。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 今、おっしゃられたところなんですけども、農地法と中間管理機構の農地の貸し借りの違いで、今のようならば農業をやっていない方とかについては、農地中間管理機構のほうで貸し借りができるわけですね。

○委員（14番 東 康敬君） 50アール未満の人でもできるわけ。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 下限面積はなかった。中間管理機構のほうはもう大丈夫ですので、そちらのほうで。

○委員（14番 東 康敬君） 10アールでもいいということ。

○農林課参事補（宮本 忠房君） そうですね。

○事務局（原田 誠二君） ただし、先ほど言ったこの資料2、これで中間管理機構を使って利用権設定できる人、賃貸が多いですね。例えばその下のほう、非担い手ですね、その⑥、多分これに当たるのかなと思うんです。ただし、これはあくまで農林課と機構に出させた人が営農計画書は出さんばいけませんね。それに基づいて認めれば確かにできますよと。

○委員（14番 東 康敬君） この家庭菜園を営農計画書はないわけですよ。家庭で消化するわけだから。そこら辺の展開の仕方というのは営農計画を誰も出すもんですかね、家庭菜園に対して。そこら辺の捉え方というのをちゃんとしておかんと、こんなに面倒な手続き誰がするかといたら誰もせんわけですよ。せんもん。そうすると闇。そういうのを防止するためにもそういう門戸っていうのは上げられる。もっと簡単という、家庭菜園をする人っていうのは面倒な手続きをして、家庭菜園を作るひとはそがんとおらんと思う。簡単に借りられれば荒地でも自分で耕して家庭菜園、野菜を作ろうかっていう人はおるわけ。しかし、あくまでもそれは闇になるわけですよ。公的に貸し借りというのはできないわけやから。やからそこら辺の門の上げ方というのをどういう形でやっていくのかというのもしていかんと。

○事務局（原田 誠二君） 多分東さんが言わすのは、もう趣味程度ということですかね。

○委員（14番 東 康敬君） そうそうそうそう。

○事務局（原田 誠二君） 基本的に、農地法もそうなんですけど、営農する人というか就農する人が原則なんです。趣味ってなると、それはちょっと転用とかになってしまう、家庭菜園。

ただし、ここの営農計画の中にも自家消費とか販売とかあるんですけど、そこに例えば5畝から始めて、家庭菜園なりから始めていきたいと。計画の中でそれをずっと自家消費のためにずっと作っていきますと。計画でちょっとずつそれは上げていくとか。そういうので上げてもらえば、農林課と機構がどう判断さすか分かんなんですけど、いいのかなと思います。ただ、趣味と言われればもうそこで全てがアウトと思うんですけど。

○委員（14番 東 康敬君） 結局、ここにも文言にあるように、地域の実情に即したやり方というふうに文言に書いてある。それは北海道の地域と長崎の狭いところの地域っていうのはやっぱり地域に即したやり方っていうのはちがうんじゃないかなと我々は思うわけです。そこら辺は農林のほうでもどういう形で考えていくのか。中間管理機構も一緒ですたいね。

○事務局（原田 誠二君） まずもって、農業経営の基盤の強化の基本構想というのがまず1つなんです。その本当趣味と言われればもうあかんことになってしまうけん、例えば帰農者とか定年帰農者とかいう人たちも初めは趣味じゃないですけど、家庭園芸ぐらいから始めたいと。そのくらいしか多分実力ないので。それからうまくいけばこうしていきたいといういわば営農計画ですね。それをうまく出してもらえれば通らんかなと思うんですけど。

○委員（14番 東 康敬君） 難しいな。いや、そういう相談があったから。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 実際おっしゃられる通り、中間管理機構で農地を引き受ける際に、最終的には農業委員会のほうに書類というか確認のほうで上っていくかなと思うんですけども、そういった農地の悪用とか専門的な農林水産課のほうもないもんですから、今の営農計画書のほうももう少し家庭菜園とかそういった農地を健全に維持していくような方の見極めとかも含めながら、ちょっと逃げになってしまうのかなと思うんですけども、あくまでも今回の基本構想についてはそういった人たちも受け入れながら、今の窓口の対応とかそういった書類の整備とかを同時に今おっしゃられた問題と検討していきながら借りやすくできるように検討していきたいと思います。

○委員（14番 東 康敬君） 実際、農地の中で2反も3反もできないで、そのくらいのところは営農計画の中で大きい農業やっている人は借りることはするわけですけども、2畝とか3畝ぐらいの小さな農地というのはもう営農計画の中でそんなもの要らんと、借りないというのが多いわけですね。そういうのを今言ったような定年退職した趣味的にする人たちはほしいわけですが、そういうのは。実際そういうところも荒れ地になってしまう、遊休農地に。ところが、その解消のためにもそういう文言でもいいんじゃないかなという提案です。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 分かりました。以前から言われている中間管理機構の手続きの簡素化というのも含めて、農地が借りやすくできるようにまた事務局と検討していきたいと思います。

○事務局長（増富 浩彦君） 東さん。ちょっと今の件で。前の年、定年帰農者、趣味程度でするときには農地法の3条で下限面積は下げとるですたい。そちらで考えらせっぱ。

○委員（14番 東 康敬君） 3条ではできるわけ。

○事務局長（増富 浩彦君） 3条でできると思います。その地域の実情に合わせた形でその認定農業者さんたちが広い農地であればあってしよらすところの邪魔にならないところとかであれば可能じゃないかなとは思っています。

○委員（14番 東 康敬君） 3条で。

○事務局（原田 誠二君） 一応3条、すみません、さっき説明するのを忘れていて申しわけない、下限面積を下げるやつですよ。これも基本的には遊休農地対策ということで去年策定したんですけど、結局これもまず所有者が認定農業者とか何とか借り手がおらんというのが大前提で、このままやったら荒れるぞというところの土地をうちの農地バンクに登録してもらって、それからこの所有者が下限面積の申請をする。1回そこで総会の議決を受けて、ここは下限面積下げますと1回告示、1回総会を通して告示ですね。その後、この借りたい人が3条申請をするんです。ただし、ここもさっき言ったのと3条申請なので、1番最初にするのは営農計画書を付けてもらわないといけない。これが元々、要は、もう元々はこれも概ね小さい農地ですね。そういうところを下限面積を下げてそういう人たちに耕作してもらおうというのが趣旨でもあるんですけど。それを就農につなげるというのがま

た1つあるんです。やけん、先ほど言ったように表立って趣味と言われれば、やっぱり農地法3条なのでなかなか厳しいところはあるんですね。だからそこをうまく営農計画書でうたってもらえれば。それはもう機構でも一緒ですね。

○委員（4番 池田 兼三君） この農地バンクに登録で、貸し借りでする場合も3条で貸し借りをせないかん。農地バンクに登録する、それで、それを通して貸し借りをするでしょう。農地バンクの場合下限面積を下げとっとやろう。

○事務局（原田 誠二君） いや、まず農地バンクというのは私の農地を売りたい、貸したいというのをうちのバンクに登録するだけなんです。で、ここの土地を見た人が、借りたい人が見て、その登録を見て、じゃあ借りたいと言わせば、この人が認定農家だったら基盤強化でもよかし、なければ3条。ただし、下限面積を下げるのはまた別です。そこに登録しておって、ここのおいの農地だけ下限面積ば下げてくれんかって申請はまたせんばいけんです、今の流れからいくと。それで、現地調査をして、総会であそこじゃあそのくらい下限面積下げますと、1回告示ばする。その後借りたい人がそこを借りるということになっている。

要は、この借りるという人がさっき言ったように帰農者とか農家じゃない人ですね。その人たちに借りやすくするために下限面積を下げるというだけなんで。

○委員（4番 池田 兼三君） だけど、農地法で今東委員が言われた借りやすいように借りやすいようにさ、農地バンクで貸し借りをされたり、そういう方向に持っていけば。

○事務局（原田 誠二君） 下限面積を下げるのにはそういうちょっとした手続きがいるとですね。そこはもうしょうがない。それをせんでも、もしかしていけるのが中間管理機構じゃないと今言いよるとですね。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 明らかにここの推進委員なり農業委員が見て、ここはもう荒れるねというところはその農地バンクかなんか知らんけど、もう地主さんも農地バンクに登録したりせんやろうけん、その推進委員なり農業委員が明らかに見て、その人が作る人がおって、家庭菜園であれば農地、保全管理みたいな感じで営農だどうたらこうだ言えばそれは営農じゃなかさ。でも明らかにそこはその人が借りて農地の保全管理ができるものであれば、3条なりで貸し借りを農業委員会で認めるような方向性も今からは柔軟に必要じゃないかなと。どうしてもやっぱり現状は見て回れば、確かにその辺のところはまだまだ出してどうだこうだじゃなくて、本当に作る人がおれば農地の保全管理みたいな形で。荒れるよりも、本当に言うちゃ悪かって言ったけど、趣味でも農地の荒れんなら必要じゃなかなかなと思う。それをそのまま闇でするよりも何らかの形で契約が結べるような方向に。あんまりにもそういう本当3畝やら2畝ぐらいの農地でも荒れれば、それがよその農地にも被害が及ばすというのがあるけん、そこら辺は保全管理の意味でももうちょっと柔軟にいかんと。3畝が2つ

になれば6畝になる。こなっていって荒れるとやけん、そこを1つでもやっぱりそういう定年帰農者みたいなのが作ってくれば、そこだけでも荒れんならそういったことでも貢献してってそのうちにその人が農業ばしようって、農業、直売所、持って行って売ろうかいねってある意味欲の出たからなことたいね。営農計画書ということは。そういうそれまでの間はやっぱりもうちょっと柔軟なやり方でしていかなば、もうあれで荒れてしまってからじゃあどうもならんとですよ。

○委員（17番 小筏 正治君） 私も賛成します。私もそう思います。

○事務局（原田 誠二君） そしたら、そこを省くならもう3条じゃなくて、中間管理機構のほうがま дайけそうな気がします。営農計画書も一応今のところ任意にしておいて。

○事務局長（増富 浩彦君） 中間管理機構は担い手って決まるとる。担い手にはならんじゃろう。

○事務局（原田 誠二君） それを、それ以外の非担い手で認めることになつととですな。

○事務局長（増富 浩彦君） いやいや、非担い手は認めたらいかんじゃろう、基本的に。それは認めたら大変よ。誰でもオーケーになってしまう。

ちょっと、今内田委員が言わした農地法の3条で柔軟なやり方はちょっと事務局のほうで考えますけん、中間管理機構のほうはあんま当てにならんかもしれん。だって、基本的に始まりが担い手の要件やけんが。そこは、東さんの言うことはならん可能性があるけん。それまで求めたら多分誰でもが買われることになってしまいますけん。

○委員（14番 東 康敬君） だからそこら辺は今内田委員が言うように、雲仙市の条例じゃないけどそういうふうな。

○事務局長（増富 浩彦君） そげん、そこら辺はちょっとなんか文言ば濁した形で、小さか農地ば家庭菜園でいけるような方法もあるかもしれませんで、そこはちょっと時間ばもらえれば調べて、なんか柔軟な対応でいこうかなとは今は思っているんですけど。

○委員（2番 内田 弘幸君） 荒れたここを今度この人が趣味的にでもよかけん耕作してくれば荒れんとにねっていう。やっぱりいくらかでも耕作放棄地を解消していくには、やっぱりそういう人が必要じゃないかなと思います。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） いや、よかと宮本さん、誰でも借らるつと。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 今ちょっとはっきり分けよとこが農業が、農と農業ってまずは別なんですね。農業っていったら業は生業にし、それを職業としていくっていうのと、家庭菜園とか趣味でしていくという、また別の取り扱いになるんで、中間管理機構で一応借りていいというのは営農計画書出していただいて農業として、そこを農地を農産物の生産をする、それで経営をしていくという方は借りられるということで認識を自分はおったんですけど。ただ、それとはちょっと別なんですね、今の話は。やけん、そこの運用というか取り扱いについては、私とはっきり言えないところがありますので、そこを営農計画書で判断をしていくことになるんでしょうけど、もう趣味って

われたらやはりちょっとこ難しい。趣味で小屋とかなんか、もう農業とだんだん境が分からんことなったらちょっと困ることもある。

○委員（2番 内田 弘幸君） 耕作放棄地解消事業みたいな感じの方向でなんかしていかんことには、耕作放棄地解消は解消でここは言うてからさ、こっちは堅苦しい営農で貸し借りはできんとよななて言いよったら、圃小作の増えるばかりたい。やはり耕作放棄地推進しよるごたやり方になってしまふ。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 1つ整理をせんばいかんのは、誰でも借りてよかならもう農地法とか要らんわけですよ。それと、今言わすごと農地の活用、耕作放棄地に歯止めをかけんばいかんということ、ちょっと別で整理をしていかん何でもかんでもよかつていうのもまた難しかとこがありますので。今の法律の範囲の中で、上手に拡大解釈しながら、進めていかん。

○委員（2番 内田 弘幸君） 何でもかんでも借るもん。冗談じゃなか。

○事務局（原田 誠二君） そのさっき言った線引きぼどがんかせんばいかん。趣味って言われればもうどがんしようもなかつて今は言うしかなかですよ。だけん、農地法の下限面積を上げるけど、結局それだけ手間はかかるとですたいね、趣味じゃないとしても。今言わすとは本当に趣味程度の人をどがん拾うかつて話になってくるんですかね。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 私個人の考えで、正式なあれじゃなかとですけど、そがんなった場合に農地法も何も要らんとじゃないか。農地の保全ですかね、荒れないようにして耕うんするのと一緒で家庭菜園をしていく上で農地が荒れないということであれば、それが面積がはっきりしとらんもんですから。感覚的にはもう許可も、例えば1畝とか1畝もないようなところとか、許可が要る話がどうかっていうところになるわけです。

○委員（2番 内田 弘幸君） 許可も要らんならそいでよかつたい。

○農林課参事補（宮本 忠房君） そこが今の法律上で拾えんところもあるもんですけん。事務局でそいういった問題が出たときに、うまく処理できるように内部で、ここまでは目につむるという言い方もよくないんですけど、運用の幅を広げていきながら。全てを明文化できることは難しかと思うわけですよ。そこはもう地元の委員さんの判断とかも出てくるのかと思いますので、そういった話で整理ばしていこうかなと思っている。

○事務局（原田 誠二君） 要はちょっと法律も考えながらですね。さっき言わすごと、こがん農地やった借りてよかたいて、借りてよかたいてなれば、農地法ってなんやっということになってくるとですね。そがんならんこと、ちよっとうちもいろいろ考えていかんばかなと思ふ。

○委員（2番 内田 弘幸君） 農地法でも耕作放棄地の増えよったらどうもならんたい。

○事務局（原田 誠二君） ただ、農地法を逸脱することはできんとは分かってもらえれば。

○委員（2番 内田 弘幸君） そこは耕作放棄地解消の関係を考え方ときに本当に農地法農地法で言

いよって、耕作放棄地が増えていくことをしとってよかとかという。農地法っていうのは、農地ば農地として管理していくというあれじゃろうがね。そしたら、農地ば農地として管理されることができ耕作放棄地は増やして非農地通知ばぼんぼんぼんぼん出すのが農地法の目的じゃなからうもんって
いうことです。

○事務局（原田 誠二君） やけん、そこばどげんしたら貸し借りがちゃんといかって、そこは検討。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 今局長は、さっき案を出したでしょう。それに基づいて今度事務局の
ほうで検討してもらえば。

○事務局長（増富 浩彦君） そがんさせてください。よかふう改善していければなどは思って。

○委員（2番 内田 弘幸君） 文句ば言うるとじゃない。こっちはこっちで回りよってから耕作放
棄地どんどんどん増えていきよる。確かにここががんじがらめして、貸し借りがどうだこうだっ
ていうのは俺はもう借らんだいと言われたときはそこは荒れる、増えていく。かたやこっちは耕作放
棄地解消じゃって言う。もう立場上難しかったいね、おいたちも行った先で。そこら辺も踏まえての
やっぱりことも、入れてもらえればできる範囲で。

○事務局（原田 誠二君） 今後うちも皆さんと一緒に考えさせていただければと思います。

○議長（馬場 保君） 宮本さん、今内田委員にしても東委員にしても池田委員にしても、本当よかこ
と言うてくれよらす。我々の農業委員会は、農業推進委員は、雲仙市全体の耕作放棄地が増えないよ
うにどうすればいいかということを持ってものを言いよらす。あんたがたは上の中間管理機構中
心とした取組をしてくださいやろう。それで、原田君が言いよるとは、今度法律たいな、農地法かれ
これどうこうで営農計画書をどうのこうので、そういうこと言いよれば、東さんも言いよらしたばっ
てん、誰でもしたくなかですよね、それは。石垣に例えれば、太か石垣を全部支えとった細かい石。
この石を今からどどん営農計画書に広げろって言って、太か石ばかりになったんじゃあ崩ゆつと
やけん。全体が崩壊すつとです。そういう考え方に基づいて、農林は農林ですから。もうちょっと全
部に目を向けて。あんま上がどうこう、それはよかですから、これはこげんで通させば。私はそげん
思うとばってん、あまりにも難しかった何でんあなた方が言わすとは。

さっき局長からも案みたいに出ましたけど、ここはここの事務局、農業委員会のやり方でやっ
ていけばと思うんですけどね。横並び、法律じゃなんだかんだせんと。ちょっとした家庭菜園で
もどのくらい手伝いよるですかね。全体の広か農家のために。全部関わつとつとですか。その辺
を部長あたりにも、課長も一緒ですけど。

○事務局長（増富 浩彦君） そこはちょっと法に抵触せん限りで柔軟な対応ばとるように皆さんで検
討ばしていこうと思っておりますので。

○議長（馬場 保君） よろしくお願いいいたします。ほかにございませんか。ほかに。

○事務局長（増富 浩彦君） 2ページの機構農業経営の育成、効率的な、数ほうたわんとですか、こういう中で。

○農林課参事補（宮本 忠房君） どこですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 3番。大きな3番。効率的かつ安定的な農業経営の育成として、こういった人たちを農業構造の確立を目指す。今現在、雲仙市内の認定農業者は何人程度なので、概ね10年後の農業経営の発展ば明らかにするとやけん、10年後にはそういう中心となる農業の経営体はいくつぐらいに目標をおいて育成していこうということほうたわんばとじゃない。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 意見としてあれなんですけど、今までずっと各市町のあれとか見ながら作ってきて、特にそういった具体的なそういう数字をうたっているところはなかったもんですから、ちょっとそういった計画をです。本来もうちょっとこの計画については、構想については、何回も協議をしていって、前回の確認事項の確認ということなんで、そこについては次回の改正のときとかにちょっと検討させてもらえればなというふうに思ってるんですけども。

○事務局長（増富 浩彦君） 報告の上の段のほうで、農業構造の実態では数はいろいろ言うとしたよね、販売額とか。農業経営体が戸数も減るとかっていうとかね。そしたらその減ってくる経営耕地面積は当然減ってくるとやけんが、その安定的な農業経営の経営体というのはいくらぐらい目指して、10年後の経営体の数っていうとは雲仙市ではこのくらいになるやろうけん、それそういうことじゃなくてただ減らさんごとういう数字を目標に向かっていくというの数字あたりは出ささんばいかんとじゃなかなと思う。数字ば出さんば目標にもならんやろう。ただ育てていくとか、農業構造の確立を目指すとかっていうとは。何も基本構想にならんとじゃなかなと思うけど。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 市の振興計画あたりに多分数字が出ていると思います。そこをちょっと参考に、上のほうに組み込まれたらちょっと組み込んでいければなと思っています。おそらくその認定農家の担当に聞かないと分からないんですが、そういった数字自体が。今から10年後じゃなかとですけども、ある年を基準として計画というのはおそらくあると思いますので、できるだけ具体的な目標が見えるように、どこかに盛り込んでいければ入れるようにしたいと思います。

○事務局長（増富 浩彦君） 雲仙市のこの農業の経営基盤強化の基本構想じゃなくて、雲仙市の基本構想の中で農業の分野で確か目標をうたっている。ずっとそのときに今度4月から後期に入るけど、全然農業者の数は目標に達しとらんよ。目標1,000人ぐらいにしとつとが、ずっと右肩下がりで下がってきとるけん、何の手立てもしとらん証拠やけんが。やっぱりそれをそこはやっぱりそがんとこば見て、こういうことば作ってもらわんことにはずっと減る一方じゃなかなとおいは思つとる。

○農林課参事補（宮本 忠房君） もちろん具体的な数値は挙げられないんですけど、認定農業者数、分母が農業者数が水田農家数もここ10年でもう3,000人ぐらい減っている。そこ中で農業者全体の分母がおそらく四、五千人は減っている中で認定農業者数の割合でいけば、パーセンテージほど

んどん上がる感じ。集積率も認定農家さんがどんどん農地を引き受けていっているものですから単純に認定農家の数が増えればよかっていうものでもないということはこの前局長と話したところなんですけど。数を維持しながら、経営耕地面積はどんどん増えていくわけで。認定農家さんになりやすいように基準を下げるといことはまたちょっとおかしいのかなと思っておりますので、その辺りのバランスをとりながら認定農業者数を増やす基準を低くして増やしていくのか、育成をしてどんどん規模を拡大をさせていって、現状維持ぐらいの数値を持っていくのかっていうのはまた認定農家の担当とちょっと協議をしながら、どういった目標があるのか検討していきたいと思えます。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） あのですよ、これ資料2のですよ。認定農業者のこのですね認定農業者なら同一経営体の中での貸借及び所有権移転は、共同認定者の場合に限り可能って書いてある。ところが、旧の年金をもらう人はもう認定農業者から外れておるわけや。そういう場合はどういう取り扱いをするのか。結局旧をもらいよる人は認定農業者から外れたけど、土地の所有権は持つとるて人がおるわけ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からいいですか。年金をもらうという人は基本的にもう農業を廃業されている方なので、その人から認定農業者が土地を譲れば別によかです。普通同一経営体じゃないので。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 同一経営体ば言いよる。

○事務局（原田 誠二君） 同一経営体の人、年金もらう人は経営体じゃあおられんけん。経営ばされんけん。やけん、そがんなった場合は普通の贈与でもよかです。息子さんが認定農業者になるなら。それでよかですかね。年金ばもらう人は、年金もらうために廃業せんばとでしよ。

○事務局長（増富 浩彦君） それでよかと。同じ経営体じゃないっていう解釈でよかと。その年金受給者だけ。年金受給者のみ。

○事務局（原田 誠二君） 年金受給者はもう農業を経営してないでしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） やけえ年金受給者のみ。

そこら辺はちょっと、言い回しがおかしかった。やけん、年金受給者のみがそういう同一経営体じゃなかっていう認識のもとされとるか。そうじゃない人でも考え方にいけばは同一経営体じやなかと。

○事務局（原田 誠二君） すみません、僕が勘違い。

○事務局長（増富 浩彦君） 年金受給者のみにすればよかとやろが。不公平が起きるけん。

○事務局（原田 誠二君） 経営が違う。

○事務局長（増富 浩彦君） 年金もいろいろ。農業者年金だけじゃなくて。

○事務局（原田 誠二君） 普通の生前贈与ということですか、取り扱い。

○事務局長（増富 浩彦君） 年金受給者のみが同一経営体じゃないっていう判断なのか、でその経営基盤強化法で贈与を受けるとか。全体的に年金受給者じゃなかな。

○事務局（原田 誠二君） すみません、理解できました。僕が勘違いしていました。同一経営体というか、同じ世帯の人ってことかな。それで、要はまず同一経営体じゃなくて、例えば、年金受給者のお父ちゃん農業ばしよらっさん。でも同じ家族っていうこと。同じ世帯っていうこと。での贈与ですよ。普通の生前贈与っていうことですよ。同一経営体じゃなくてね。同一世帯。やけん、普通の父ちゃんと息子の生前贈与でしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） 息子が認定農業者ならそれによかとやろう。それもよかとやろうという。（発言する者あり）（笑声）また次回によかと。次回までにちょっと整理ばしてから。

○事務局（原田 誠二君） すみません、僕が混乱しとるけど、多分普通の生前贈与やけん、この認定農業者のほうを受けれるかどうかということですよ、息子が。それは、すみません。（発言する者あり）（笑声）

○事務局長（増富 浩彦君） 次回に整理ばしてから、そこは。

○委員（2番 内田 弘幸君） あとは、次回。もう原田君。次回に回そう。

○事務局（原田 誠二君） そうですね。次回で。

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

宮本さんもなかですか、もう。

○農林課参事補（宮本 忠房君） いろいろちょっと勉強させていただきます。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） それでは、農林課の宮本さん、お疲れでした。

次に、農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（山内 将平君） 事務局の山内です。次第2について説明させていただきます。資料3を御覧ください。1枚めくっていただいて、1ページ、2ページのほうに、本日市長のほうに提出いただきました農地利用最適化推進施策に関する意見書について。1、労力確保対策について。2、遊休農地の発生を防止する有効な事業の強化について。3、多様化農業形態の支援について。4、意見書に対する取組報告について載せております。

次に、3ページのほうを見ていただいて、3ページのほうには農地の異動・転用について。4ページのほうには、農地中間管理機構の活用について。5ページのほうには、非農地通知、未相続のうちの解消、家族経営協定について。6ページのほうには、農業者年金について。最後7ページのほうに、青色申告についてと、令和3年分の雲仙市の賃借料情報について掲載の予定です。

意見等ございましたら、1月17日までに事務局のほうにご連絡をください。最終版のほうは2月の総会でお示しします。

以上になります。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（4番 池田 兼三君） 事務局は左閉じにしてくれんね。何で石閉じゃね。

○事務局（原田 誠二君） 実際こがんふうにして発行しますので。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 何か決まりがあるとですよ。本かなんか、何年か前同じ農業委員会だよりとで、確か話題になったですもんね。そのときに、調べてから。ちょっと調べてから報告しますけん。

○委員（14番 東 康敬君） 山内君、農業者年金の変わって今度は合わせて1万円からできるようになったやろ。

○事務局（山内 将平君） ただそれが政策支援に該当しない35歳未満の方だけなんですよ。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 6ページの②のことですかね。東さん、今どこ。6ページ。この②のこと。このこと。一応今日示してどうのこうのって多分言いきらんと思うけん、17日ぐらいまでに何かあれば意見ばもらえればと思うんですけど。ちょっとこの発行までの校正がぎりぎりになって、最終的には2月の7日やったかな、総会。そこで完成版としてあげたかですよ、ここに。やけん、それまでにできれば17日ぐらいまでちょっと校正のほうのあるもんやけん。何かあればそれまでに電話なり何なりしていただければと思うんですけど。すみません。

○事務局長（増富 浩彦君） それと、議長、よかですか。事務局から。

3ページの1番下のほうば見てください。その他でちょっと言おうかなと思っただんですけど、農地のことは農業委員、地域の農地利用最適化推進委員にまずはご相談くださいというところがあつとですけど、農地の権利異動、転用等をはじめ、今後経営規模を拡大したいなどのことで農業委員、または農地利用最適化推進委員にご相談くださいって書いてとつとですけど、ここはちょっといじって、令和4年の4月から各総合支所にまずはひと月1回ぐらい事務局のほうから出向いて、農地のことでいろいろ困っとる人たちのために相談員として行こうかなと思っております。そういう人たちの相談窓口というば、各支所でひと月に1回、まずは開いて。時間的には10時ぐらいから3時ぐらいまでかな。ぐらいでは考えとつとですけど。ひと月に1回行きますので、農業委員さんたちが相談を受けらしたら、日にちはまだ特定はしていないもんですから、日にちを前もって農業委員さんたちとかこういう農業委員会だよりも広告で載せて、市報辺りにも載せてそこに各支所に1回ずつは行こうかなと考えておりますので、そのときに行ってみればとかいうこともできるので。コマーシャルちょっとしてもらいたいなということを考えておりますので、また2月5日ぐらいまでにははっきり決めてお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。そういうことで、今事務局から説明がありましたけど、農業委員会だよりにつきましては、今月の17日ぐらいまでに提案、あるいはご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

ないようでしたら、事務局のほうでまかせるということによかですかね。写真は何がいいか。

○事務局（原田 誠二君） 今までずっとほとんど各市町の風景。

○事務局長（増富 浩彦君） 作っとる作物ば撮っとらせば。提供ばしてもらえば。

○事務局（原田 誠二君） それじゃあそちに任せてもらえますか。それとも何か意見ありますか。それも17日までにもしあれば教えてください。

○議長（馬場 保君） 何もないようでしたら、事務局に任せるということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、最後に事務局から、また皆さんから何かありましたらお願いします。

それでは、これもちまして農政推進に係る協議を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 1月 5日

議 長

署名委員

署名委員